

47 都道府県サッカー協会公益目的事業等活動支援金
交付要項

改訂：2011年3月14日

改訂：2011年9月8日

01. 趣 旨

本要項は、登録料還付金やプレジデント・ミッション毎の各種支援制度助成金など、これまでは個別に交付していた補助金を、JFA 登録料収入の 45%を目安に、47 の都道府県サッカー協会（以下「**47FA**」という）に対して、「47F 都道府県サッカー協会公益目的事業等活動支援金」（以下「**47FA 支援金**」という）として包括的に交付するため、必要な事項を定めるものである。

02. 目 的

「**47FA 支援金**」は、主に、サッカーの各年代層・カテゴリーの競技会や幅ひろい指導普及事業等を実施することで、国民のスポーツへの広い理解と関心を高め、児童または青少年の健全な育成を促進し、より良い社会の形成を促進し、また、地域社会の健全な発展を助け、サッカーを通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することなどを目的とした、「**47FA**」が行う各種公益目的事業等に対して、その活動を支援するものである。

03. 期 間

本要項は 2011 年度から 2013 年度までの 47FA 支援金の交付について定める。

04. 財 源

「**47FA**」に対して交付する「**47FA 支援金**」の財源は、交付される年度の前年度に、交付される前々年度の JFA 登録料収入の 45%を目安とし、その限度総額（以下「**47FA 支援金限度額**」という）を決定するものとする。

05. 支援対象となる事業等

「**47FA 支援金**」の対象となる事業（以下「**支援対象事業**」という）及び支援の対象となる経費（以下「**支援対象経費**」という）は、「**47FA**」が実施する表 1 に定める事業とし、支援金の額は、「**支援対象経費**」の総額を限度に、定額とする。

06. 「47FA 支援金」の支出配分

「**47FA**」に交付される「**47FA 支援金**」の年度毎の支出は、内示された「**47FA 支援金限度額**」内の金額において、原則として、以下の全ての事項に当てはまるように配分すること。

- 1) 「**47FA**」に交付される「**47FA 支援金**」の年度総額のうち、総額の 70%以上の金額を、交付金が支払われた年度内に、表 1 に記載のとおり、「1) 公益目的事業」の実施に係る直接経費として支出しなければならない。なお、その支出配分は「**47FA**」の自主裁量にゆだねられる。
- 2) 前号の「公益目的事業」支出のうち、原則として、総額の 30%以上の金額を、事業細目「ミッション関連事業」の実施に係る直接経費として支出しなければならない。また、原則として、「ミッション関連事業」における各ミッションへの予算配分は、表 1 に定める割合以上としなくてはならない。但し、「ミッション関連事業」における各ミッションへの予算配分については、前年度の活動状況等を比較し、それと同等レベルの活動が行われることが認められる場合、表 1 に定める割合以下でも認める場合がある。なお、JFA は、「エリート養成システムの確立事業」及び「リーグ戦の推進と競技会の整備・充実事業」に関しては、別途、「**47FA 支援金**」の枠組み以外の助成も行う。

- 3) 「47FA」に交付される「47FA 支援金」の年度総額のうち、総額の30%以下の金額を、交付金が支払われた年度内に、表1で定める「2) その他の事業」の実施に係る直接経費及び間接経費（人件費等の一般管理費）として支出することができる。

表1. 「支援対象事業」／支出配分／「支援対象経費」（2012年度版）

大区分	中区分	支援対象事業 小区分（事業細目名）	支出割合			支援対象経費
			必須	中区分	大区分	
1) 公益目的事業	①ミッション関連事業	M1.JFAメンバーシップ制度の推進事業	—	30%以上	70%以上	事業の実施に係る直接経費 ※注1
		M2.JFAグリーンプロジェクトの推進事業	—			
		M3.JFAキッズプログラムの推進事業	15%			
		M4.中学生年代の環境充実事業	2%			
		M5.エリート養成システムの確立事業	—			
		M6.女子サッカーの活動推進事業	5%			
		M7.フットサルの普及推進事業	3%			
		M8.リーグ戦の推進と競技会の整備・充実事業	—			
		M9.地域／都道府県協会の活性化事業	5%			
		M10.中長期展望に立った方針策定と提言事業	—			
		M11.スポーツマネジメントの強化事業	—			
	②都道府県代表関連事業	各種都道府県代表事業	—	—		
		スカウティング事業	—			
	③競技会開催事業	都道府県内競技会	—	—		
		国際競技会	—			
	④指導・普及事業	トレーニングセンター事業	—	—		
		リーグ推進事業	—			
		指導者養成事業	—			
		女子育成事業	—			
		医事関連事業	—			
審判関連事業		—				
フェスティバル開催事業		—				
広報事業		—				
⑤社会貢献事業	社会貢献事業	—	—			
⑥その他公益目的事業	その他公益目的事業	—				
2) その他の事業	①一般管理費	事務局人件費、賃借料	—	—	30%以下	事業の実施に係る直接経費及び間接経費（人件費等の一般管理費）
	②その他の事業	そのほかの事業	—			

※注1：支援対象経費の詳細は別表「公益目的事業における支援対象経費について」（6頁）に定めるとおりとする。

07. 申請・支払・報告手続き

1) 「47FA 支援金限度額」の内示

別に定める配分方法に基づき算出し、JFA 理事会の議を経た「47FA 支援金」を、年度毎に「47FA 支援金限度額」として、9月に内示する。

2) 申請

内示された「47FA 支援金限度額」内の金額において、別紙様式1に基づき、「47FA 支援金交付申請書」を提出すること。

2012年度申請締め切り：2011年12月20日

3) 申請内容の審査・決定

申請書の提出を受けて、JFAはその内容を審査し、必要な場合はヒアリング調査等を行う。また、JFAは基本交付金の使用方法や配分割合等について、指導する場合がある。なお、支援金額の決定は、JFA理事会の議を経るものとする。

4) 支援金の入金

支援金は、JFA 理事会の議を経た後、3か月以内に入金されるものとする。

5) 実績報告

「支援対象事業」の実績報告は、次の3回に分けて行うものとし、別紙様式2に基づき、支出を証する書類のコピーを添付の上、提出すること。

(2012年度 実績報告)

■第1期／報告書提出

期日：2012年10月25日

対象：2012年9月末日までに「事業細目」に掲げた全ての計画が終了している事業
(9月末日までに、各事業収支予算書に掲げた対象活動が全て終わった事業)

提出：①第1期 47FA 公益目的事業等活動支援金 実績報告書(鑑)

②事業細目別事業報告書

③事業細目別活動メニュー報告書

④事業細目別収支計算書

■第2期／報告書提出

期日：2013年2月25日

対象：2013年1月末日までに「事業細目」に掲げた全ての計画が終了している事業
(1月末日までに、各事業収支予算書に掲げた対象活動が全て終わった事業)

提出：①第2期 47FA 公益目的事業等活動支援金 実績報告書(鑑)

②事業細目別事業報告書

③事業細目別活動メニュー報告書

④事業細目別収支計算書

■最終／報告書提出

期日：2013年4月5日

対象：2013年2月以降に計画の全てが終了した「事業細目」の事業
(3月末日までに、各事業収支予算書に掲げた対象活動が全て終わった事業)

提出：①2012年度最終 47FA 公益目的事業等活動支援金 実績報告書(鑑)

②事業細目別事業報告書

③事業細目別活動メニュー報告書

④事業細目別収支計算書

6) 実績の審査・最終金額の確定

実績報告書の提出を受けて、JFAはその内容を審査し、原則として、支援金が交付された翌年の4月10日までに、「47FA 支援金」額の最終確定を行う。申請時よりも対象事業が縮小して支援金が予定どおり、また本要項に定めるとおりに支出されていないなどの場合は、JFAは「47FA 支援金」の確定額が、交付決定額に対して、減額して確定する場合があるものとし(支援金額は当該年度中に減額計上)、支援金の差額分を返金するものとする。また、実績報告書の提出遅れ等で、支出内容が確認できず、明確に確定額が出せない場合等は、翌年度の支援金の減額等を行う場合がある。

08. 支援対象事業の実施

「47FA」は、支援金の交付の決定の内容(次号に基づき計画変更承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって「支援対象事業」を行わなければならない。「47FA 支援金」を他の用途へ流用してはならない。

09. 計画の変更

「47FA」は、「支援対象経費」の額を変更しようとするとき、または「支援対象事業」の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を、原則として当該事業開始の1か月前までにJFAに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、「47FA 支援金」の交付を受けた年度内における事業実施期間を変更する場合、もしくは、「47FA 支援金」の交付決定額に影響を及ぼさない範囲内で、事業細目ごとの配分額を「47FA 支援金」総額の10%以内で変更する場合については、この限りではない。

10. 調査等

JFAは、「47FA 支援金」の執行の適正を期するために必要と認めるときは、「47FA」もしくは「47FA」が行う事業に協力する者に対し報告をさせ、またはその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対し質問することがある。

11. 支援金の経理

「47FA」は、「支援対象経費」の支出を証する書類を整理して収支簿とともに、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了日の翌日から7年間保存しなくてはならない。

12. その他

この要項に定めるもののほか、「47FA 支援金」の交付に関し必要な事項は別に定める。この要項の改正はJFA理事会の決議に基づき、これを行う。

附則 この要項は、2010年9月9日から施行する。

改訂 2011年4月14日

改訂 2011年9月8日

[「47FA 支援金」の交付に関するスケジュール]

	2012年度支援金スケジュール	2013年度支援金スケジュール(予定)
2011年9月	2012年度支援金限度額の内示	
10月		
11月		
12月	2012年度申請〆切	
2012年1月	審査（ヒアリング等の実施）	
2月		
3月	2012年度支援金額の決定	
4月	事業の実施	
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		2013年度支援金限度額の内示
10月	第1期実績報告書提出（10/25） ※9月末までに終了している事業細目分	
11月		
12月		2013年度申請〆切
2013年1月		審査（ヒアリング等の実施）
2月	第2期実績報告書提出（2/25） ※1月末までに終了している事業細目分	
3月		2013年度支援金額の決定
4月	2012年度最終実績報告〆切（4/5） ※2月以降に終了した事業細目分 金額の確定（4/10）	事業の実施

【「支援対象事業」活動メニュー案】

支援対象事業			活動メニュー案
大区分	中区分	小区分（事業細目名）	
1) 公益 目的事業	①ミッション関連事業	M1.JFA メンバーシップ制度の推進事業	
		M2.JFA グリーンプロジェクトの推進事業	
		M3.JFA キッズプログラムの推進事業	指導者養成・活用
			巡回指導
			スクール・教室
			医科学／栄養学
			調査／研究
		M4.中学生年代の環境充実事業	指導者養成
			巡回指導
			スクール・教室
		M5.エリート養成システムの確立事業	
	M6.女子サッカーの活動推進事業	指導者養成・活用	
		巡回指導	
		スクール・教室	
		競技会の整備	
	M7.フットサルの普及推進事業	審判養成	
		巡回指導	
		スクール・教室	
		競技会の整備	
	M8.リーグ戦の推進と競技会の整備・充実事業		
	M9.地域／都道府県協会の活性化事業	地区／市区郡町村エリアの活動推進（競技会の整備）	
		地区／市区郡町村エリアの活動推進（サッカー情報提供）	
		地区／市区郡町村エリアの活動推進（指導者養成・活用）	
		地区／市区郡町村エリアの活動推進（審判養成・活用）	
		地区／市区郡町村エリアの活動推進（医科学・研究）	
		シニアサッカーの環境充実（競技会の整備）	
シニアサッカーの環境充実（フェスティバル）			
シニアサッカーの環境充実（審判養成）			
シニアサッカーの環境充実（スタッフ養成・活用）			
シニアサッカーの環境充実（多世代交流）			
M10.中長期展望に立った方針策定と提言事業			
M11.スポーツマネジメントの強化事業			
②都道府県代表関連事業	各種都道府県代表事業		
	スカウティング事業		
③競技会開催事業	都道府県内競技会		
	国際競技会		
④指導・普及事業	トレーニングセンター事業		
	リーグ推進事業		
	指導者養成事業		
	女子育成事業		
	医事関連事業		
	審判関連事業		
	フェスティバル開催事業		
広報事業			
⑤社会貢献事業	社会貢献事業		
⑥その他公益目的事業	その他公益目的事業		
2) その他 の事業	①一般管理費	事務局人件費、賃借料	
	②その他の事業	その他の事業	

※この頁に掲げた活動メニューはあくまで参考ですので、各 FA で上記以外の活動メニューを企画して頂いても構いません。

[公益目的事業における「支援対象経費」について]

科目	内容	証拠書類等の整理
1 諸謝金	指導者、審判員、医師、講師等で、活動の実施に要する人員に対して支払う謝金に限る。	個人の領収書、若しくは銀行振込伝票
2 旅費	選手、指導者、審判員、医師、講師、スタッフ等で、活動の実施に要する人員の旅費（鉄道運賃、バス賃、航空運賃、自動車ガソリン代、高速代、宿泊費等）として支払うものに限る。	個人の領収書、若しくは銀行振込伝票 （旅行代理店等の発行する領収書等も可）
3 借料及び損料	施設・用具等の借上料等で、活動の実施に要する経費に限る。	施設所有者等の発行する領収書
4 消耗品費	事務用品、資料等講習費等の購入費で、活動の実施に要する経費に限る。	購入先の発行する領収書
5 備品	サッカーゴール等の購入費で、活動の実施に要する経費に限る。また、パソコンやプロジェクター等については、特に当該活動の実施に必要なもので、一般管理業務で使用するのためのものでない場合について、これを認める。	購入先の発行する領収書
6 印刷製本費	開催要項、プログラム、報告書等の印刷費で、活動の実施に要する経費に限る。	請負先の発行する領収書
7 通信運搬費	開催要項等発送料、資料郵送料等で、活動の実施に要する経費に限る。	請負先の発行する領収書
8 賃金	各種活動の運営補助に係るアルバイト代等、活動の実施に要する経費に限る。	個人の領収書、若しくは銀行振込伝票
9 会議費	打合せ会議での会議室賃借料、弁当代等で、活動の実施に要する経費に限る。	利用先・購入先等の発行する領収書
10 委託費	「47FA」が主催する活動において、一部の業務を外部へ委託する際の経費で、活動の実施に要する経費に限る。	委託先の発行する領収書（若しくは銀行振込伝票）及び委託事業費の内訳明細書
11 支援金等	各種連盟・市区町村協会等、「47FA」と会計を別にする団体が実施する公益目的事業に対して、その一部または全部（いずれの場合も直接経費のみ）を支援するためのもの。支援金等の交付にあたっては、要項を別に定め、事前に JFA の承認を得る	支援金の支払明細及び支援金（助成金）の交付対象となった組織における当該事業（活動）の収支決算書
12 雑役務費	振込手数料で、活動の実施に要する経費に限る。	銀行等の発行する利用明細書等
13 その他	その他、活動の実施に要する経費。	請負先の発行する領収書等

※ ここに定める支援対象経費の詳細については、年度毎に変更する場合があります。

(様式 1-1)

年 月 日

財団法人日本サッカー協会
プレジデント・ヘッドクォーターズ 御中

協会名
代表者名 (印)

年度 47 都道府県サッカー協会公益目的事業等活動支援金 交付申請書

「47 都道府県サッカー協会公益目的事業等活動支援金交付要項」に基づき、下記のとおり、支援金の交付申請をします。

記

申請額合計： _____ 円

(内訳)

(単位：円)

支援対象事業			細目別 申請金額	細目別 割合	申請額 (合計)	合計額 割合
大区分	中区分	小区分 (事業細目名)				
1) 公益 目的事業	①ミッション関連事業	M1.JFA メンバーシップ制度の推進事業		%		
		M2.JFA グリーンプロジェクトの推進事業		%		
		M3.JFA キッズプログラムの推進事業		%		
		M4.中学生年代の環境充実事業		%		
		M5.エリート養成システムの確立事業		%		
		M6.女子サッカーの活動推進事業		%		
		M7.フットサルの普及推進事業		%		
		M8.リーグ戦の推進と競技会の整備・充実事業		%		
		M9.地域/都道府県協会の活性化事業		%		
		M10.中長期展望に立った方針策定と提言事業		%		
		M11.スポーツマネジメントの強化事業		%		
	②都道府県代表関連事業	各種都道府県代表事業		%		
		スカウティング事業		%		
	③競技会開催事業	都道府県内競技会		%		
		国際競技会		%		
	④指導・普及事業	トレーニングセンター事業		%		
		リーグ推進事業		%		
		指導者養成事業		%		
		女子育成事業		%		
		医事関連事業		%		
		審判関連事業		%		
フェスティバル開催事業			%			
⑤社会貢献事業	社会貢献事業		%			
⑥その他公益目的事業	その他公益目的事業		%			
2. その他 の事業	①一般管理費	事務局人件費、賃借料		%		
	②その他の事業	その他の事業		%		
合 計				%		

添付資料： 様式 1-2 事業細目別事業計画書 (事業細目毎に全て作成・提出)
様式 1-3 事業細目別活動メニュー説明書 (事業細目毎に全て作成・提出)
様式 1-4 事業細目別収支予算書 (事業細目毎に全て作成・提出)

以上

(様式 1-2)

事業細目別
事業計画書

都道府県名： _____

細 目 名	大 区 分	公益目的事業
	中 区 分	ミッション関連事業
	小 区 分	事業細目名を記入

事業の目的		
期待される効果		
事業の種類と理由※	(番号)	該当理由を記入。
事業の合目的性 (チェックポイント)※		
活動メニュー P5を参考に事業内容毎に 記入	1)「活動名・大会名等を記載」(期間●月～●月) 支援金充当額●●円 2)「活動名・大会名等を記載」(期間●月～●月) 支援金充当額●●円 3)「活動名・大会名等を記載」(期間●月～●月) 支援金充当額●●円	
予 算 額	支 出 総 額	円
	支 援 金 充 当 額	円
	支 援 金 充 当 率	%
担 当 者	氏 名	
	所 属	
	T E L	
	E - m a i l	
	住 所	

※注1及び注2：当該部分は、別紙「47FA 公益目的事業等活動支援金 申請の手引き」を参照し記入下さい。

※事業細目毎に担当責任者を決めて下さい。

以上

(様式 1-3)

事業細目別
活動メニュー説明書

都道府県名： _____

細 目 名	大区分	公益目的事業
	中区分	ミッション関連事業
	小区分	事業細目名を記入

活動メニュー	1) 「活動名・大会名等を記載」(期間●月～●月) 支援金充当額●●円
活動計画	①誰が、②いつ(本欄に書ききれない場合は別紙で活動カレンダーを添付)、③どこで、④何を、⑤なぜ(どのような目的で)、⑦どのように、⑧誰(何人)に対し、⑨どのくらいの規模(回数・金額)で活動するのかなど、できる限り活動の内容の詳細が分かるように記入ください。
担当者名	
連絡先	TEL : _____ E-mail _____

活動メニュー	2) 「活動名・大会名等を記載」(期間●月～●月) 支援金充当額●●円
活動計画	①誰が、②いつ(本欄に書ききれない場合は別紙で活動カレンダーを添付)、③どこで、④何を、⑤なぜ(どのような目的で)、⑦どのように、⑧誰(何人)に対し、⑨どのくらいの規模(回数・金額)で活動するのかなど、できる限り活動の内容の詳細が分かるように記入ください。
担当者名	
連絡先	TEL : _____ E-mail _____

活動メニュー	3) 「活動名・大会名等を記載」(期間●月～●月) 支援金充当額●●円
活動計画	①誰が、②いつ(本欄に書ききれない場合は別紙で活動カレンダーを添付)、③どこで、④何を、⑤なぜ(どのような目的で)、⑦どのように、⑧誰(何人)に対し、⑨どのくらいの規模(回数・金額)で活動するのかなど、できる限り活動の内容の詳細が分かるように記入ください。
担当者名	
連絡先	TEL : _____ E-mail _____

※様式 1-2 事業細目別事業計画書に記載した「事業メニュー」で掲げた全ての活動・大会等について、その活動計画をご記入ください。

以上

(様式 1-4)

事業細目別
収 支 予 算 書

都道府県名： _____

細 目 名	大 区 分	公益目的事業
	中 区 分	ミッション関連事業
	小 区 分	事業細目名を記入

[収入]

項目	金額	摘要（内訳）／備考
1 支援金		
2 自己負担金		
3 参加料収入		
4 入場料収入		
5 プログラム等販売収入		
6 協賛金収入		
7 広告収入		
8 放送権料		
9 その他の補助金等		
合 計		

[支出]

項目	金額	摘要（積算内訳）／備考
1 諸謝金		
2 旅費		
3 借料及び損料		
4 消耗品費		
5 備品		
6 印刷製本費		
7 通信運搬費		
8 賃金		
9 会議費		
10 委託費等		
11 支援金等		
12 雑役務費		
13 その他		
合 計		

※摘要／備考欄に内訳が記入しきれない場合は、別紙に記入頂いても構いません。

以上